strategy&

2016年4月22日

在マレーシア日本国大使館委託事業

在マレーシア日系企業へのTPP影響分析
Analysis of TPP impact on Japanese Companies in Malaysia

セミナー説明資料

pwc

1. 調査の背景と目的
2. TPPの概要
3. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種別）
   a. 電子機械
   b. 化学
   c. 輸送機器
   d. 建設
   e. 小売
   f. 金融サービス
4. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種共通）
5. エグゼクティブ・サマリ
   a. TPPの影響（まとめ）
   b. 日系企業の対応すべき方向性と、その実現のための課題

1. 調査の背景と目的

背景 Background

- 環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership；以下TPP）協定は、2015年10月5日に参加国12カ国間で大筋合意、本年2月4日には署名に至り、今後各国内で締結に向けた手続きが本格的に進められる見通しである。
- 在マレーシア日本国大使館（以下“大使館”）では、マレーシア国内の日本企業からその影響につき照会を受けることがあることから、その参考に資するため、また大使館として積極的に情報発信を行い、TPPの締結が当地の日本企業に与える影響について分析ができないか、更には、それをもって日本企業の更なる当地進出のための環境整備につなげていくことを検討している。
- 大使館の依頼を受けて、PwCのStrategy& が上記分析を行い、当地の日本企業に対してセミナーを実施することとした。

目的 Objective

- マレーシア国内の日系企業へのTPP締結の影響について、以下の点について明らかにし、当該日系企業向けにセミナーの実施を通じて情報発信を行う。
  – TPPのマレーシア国内の日系企業への影響はどのようなものか？
  – 日系企業はどのように対応すべきで、解消・克服すべき課題は何か？

（重要）当調査報告書について

- 当調査は、在マレーシア日系企業の一部に個別にインタビューやサーベイを行うことで得られた情報を元に、TPPに関する公開情報を踏まえて実施されている。
- 一部の企業の情報に基づくボトムアップ的なアプローチの分析であり、マクロな傾向を分析した調査結果とは必ずしも内容が一致しないことに留意が必要である。
- また、マレーシア国内が分析対象であるため、報告書内で触れているベトナムなど他国については同じレベルでの調査・分析はなされていない。
- 資料内で使用している用語・表記には、マレーシアにて入手した英語の資料を受託事業者側で独自に和訳して記載していることがある。なるべく日本の経済産業省が発表・配布している資料に記載されている用語に合わせるよう努力したが、万全ではないため、用語・表記の正式な日本語訳は別途確認する必要がある。

1. 調査の背景と目的
2. TPPの概要
3. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種別）
   a. 電子機械
   b. 化学
   c. 輸送機器
   d. 建設
   e. 小売
   f. 金融サービス
4. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種共通）
5. エグゼクティブ・サマリ
   a. TPPの影響（まとめ）
   b. 日系企業の対応すべき方向性と、その実現のための課題

TPPは世界経済の約40%をアクセス可能にし、貿易関連の問題のルールを一致させていく包括的な自由貿易協定である

- 貿易や貿易問題についてカバーする30章から構成される
- 物品やサービス、投資の市場へのアクセスについて情報提供

3ブロック別のTPPA参加国 及び各貿易収支(2014年;MYR)

12カ国合計　RM83.0 bil

北南米 RM15.7 bil		アジア RM52.2 bil		オセアニア RM15.1 bil	
US	RM12.1 bil	**Japan** +	RM28.0 bil	**Australia** +	RM12.7 bil
Mexico	RM3.8 bil	Malaysia	-	**New Zealand**+	RM2.3 bil
Peru	RM0.2 bil	Vietnam +	- RM0.9 bil		
Canada	- RM0.4 bil	**Singapore**+	RM23.2 bil		
Chile+	- RM0.1 bil	**Brunei** +	RM2.0 bil		

出所: DOSM

TPP参加国の中で日本とマレーシアにとって共通の新しい締結国はアメリカ、カナダの2カ国であり、貿易額の大きさも考慮するとアメリカが一番ポテンシャルが期待できる

（単位: %）	参加国（輸出先）												計
	米国	カナダ	メキシコ	ペルー	チリ	オーストラリア	ニュージーランド	シンガポール	マレーシア	ベトナム	ブルネイ	日本	
参加国（輸出元） 米国	-	15.0	11.5	0.5	0.8	1.3	0.2	1.5	0.6	0.3	0.0	3.2	34.9
カナダ	17.5	-	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.5	18.5
メキシコ	15.3	0.5	-	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	16.2
ペルー	0.3	0.1	0.0	-	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.6
チリ	0.4	0.1	0.1	0.1	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	1.1
オーストラリア	0.5	0.1	0.0	0.0	0.0	-	0.3	0.4	0.3	0.1	0.0	2.1	3.8
ニュージーランド	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.8
シンガポール	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.1	-	2.4	0.6	0.1	0.8	6.0
マレーシア	0.9	0.0	0.1	0.0	0.0	0.5	0.1	1.6	-	0.2	0.0	1.2	4.7
ベトナム	1.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.2	-	0.0	0.7	2.8
ブルネイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.2	0.3
日本	6.3	0.4	0.5	0.0	0.1	0.7	0.1	1.0	0.7	0.6	0.0	-	10.3
計	44.0	16.3	12.6	0.8	1.2	4.0	0.9	4.7	4.2	1.9	0.2	9.3	100.0

（薄赤）: 初めてFTAが発効する国間の貿易（メキシコとシンガポール、マレーシア、ベトナム間、ペルーとマレーシア、ベトナム間には途上国貿易特恵関税制度（GSTP）が発効しているが、対象品目が少ないため、初めてFTAが発効する国間と見做した）

（赤）: 初めてFTAが発効する国間の貿易、かつ0.5%以上の国間関係

出所: JETRO講演資料（"Direction of Trade August 2015"（IMF）からJETRO作成）、Strategy&分析

TPPでは、これまでのFTA等にない分野横断的な章が新たに加わった形となっている

TPPの章構成

TPP

1. General Provisions
2. National Treatment & Market Access for goods
3. Rules of Origin and Origin Procedures
4. Textiles and Apparel
5. Customs Administration & Trade Facilitation
6. Trade Remedies
7. Sanitary and Phytosanitary Measures
8. Technical Barriers to Trade
9. Investment
10. Cross Border Trade in Services
11. Financial Services
12. Temporary Entry for Business Persons
13. Telecommunications
14. Electronic Commerce
15. Government Procurement
16. **Competition Policy**
17. State-Owned Enterprises
18. Intellectual Property
19. **Labour**
20. **Environment**
21. Cooperating & Capacity Building
22. Competition & Business Facilitation
23. **Development**
24. **Small & Medium-sized Businesses**
25. **Regulatory Coherence**
26. **Transparency & Anti-Corruption**
27. Administrative & Institutional Provisions
28. Dispute Settlement
29. Exceptions
30. Final Provisions

*: 赤字下線の章は、「一般的なFTAに見られなかった新しい分野横断的な章」（MITI資料より）

（参考） MJEPA 及びAJCEPの章構成

MJEPA

1. General Provisions
2. Trade in Goods
3. Rules of Origin
4. Customs Procedures
5. Technical Regulations, Standards and Conformity Assessment Procedures
6. Sanitary and Phytosanitary Measures
7. Investment
8. Trade in Services
9. Intellectual Property
10. Controlling Anti Competitive Activities
11. Improvement of Business Environment
12. Co-operation
13. Dispute Settlement
14. Final Provisions

AJCEP

1. General Provisions
2. Trade in Goods
3. Rules of Origin
4. Sanitary and Phytosanitary Measures
5. Standards, Technical Regulations and Conformity Assessment Procedures
6. Trade in Services
7. Investment
8. Economic Cooperation
9. Settlement of Disputes
10. Final Provisions

出所: MITI, “TPPA: Key features, Opportunities and Challenges (11 Mar, 2016)”

今回の検討対象の事業領域については、「市場アクセス」（第2章）に加え、下記の章の影響に特に注視する必要があると考える

TPPの該当章	関連があると考える理由	影響を受けると想定される業種
「原産地規則及び原産地手続」（第3章）	最終製品のコンポーネントや部品をマレーシアにて製造・組立する企業に恩恵がある可能性があるため	電子機械, 化学, 輸送機器
「投資」（第9章）	差別的な要求を防ぎ投資活動を活性化させるよう投資環境が整備される可能性があるため	電子機械, 化学, 輸送機器, 建設, 小売, 金融サービス
「国境を越えるサービスの貿易」（第10章）	自由職業サービスや急送便サービスなど国境を越える取引、自然人の移動によるサービスの提供等について自由化が進められる可能性があるため	電子機械
「金融サービス」（第11章）	TPP参加国は、金融システムの健全性及び安定性の確保を目的とした信用秩序の維持のための規定をもって金融市場を規制する能力が確保されているため	金融サービス
「政府調達」（第15章）	政府発注の公共インフラなどの建設工事を建設会社が受注する機会が増す可能性があるため	建設
「国有企業及び指定独占企業」（第17章）	SOEの取引や投資活動によって民間ビジネスが不利にならないよう、品質と価格に基づく競争環境が出来るようになる可能性があるため	建設
「労働」（第19章）	ILO宣言に述べられている権利を採用・維持することがTPP参加国に求められ、労働者の権利保護が強化される可能性があるため	電子機械, 化学, 輸送機器, 建設, 小売, 金融サービス

1. 調査の背景と目的
2. TPPの概要
3. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種別）
   a. 電子機械
   b. 化学
   c. 輸送機器
   d. 建設
   e. 小売
   f. 金融サービス
4. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種共通）
5. エグゼクティブ・サマリ
   a. TPPの影響（まとめ）
   b. 日系企業の対応すべき方向性と、その実現のための課題

a. 電子機械（1/5）

市場概観

- 2003年6月より国外投資家でも100%資本で新規事業や既存事業の拡張のための投資ができるようになった。
- マレーシアの電子機械は世界シェアの3%を占め、世界で11番目の輸出国に位置する。その意味では、マレーシアの電子機械企業は既に国際競争環境下にあるとも言える。
- 一方で、TPP参加国に対する電子機械の関税率（加重平均）は全般的に低く、一番高いのはペルーであるが、関税撤廃時の撤廃額で見るとアメリカが最も大きい。

TPP参加国の電子機械輸出の世界ランクとシェア（2014）

世界ランク	国	世界シェア（%）
3	アメリカ	7.2
6	シンガポール	5.2
8	日本	4.4
9	メキシコ	3.4
11	マレーシア	2.8
12	ベトナム	1.9
26	カナダ	0.6
45	オーストラリア	0.1
58	ニュージーランド	0.03
62	チリ	0.03

TPP参加国向けの電子機械製品の関税率および関税全廃時の金額（2014）

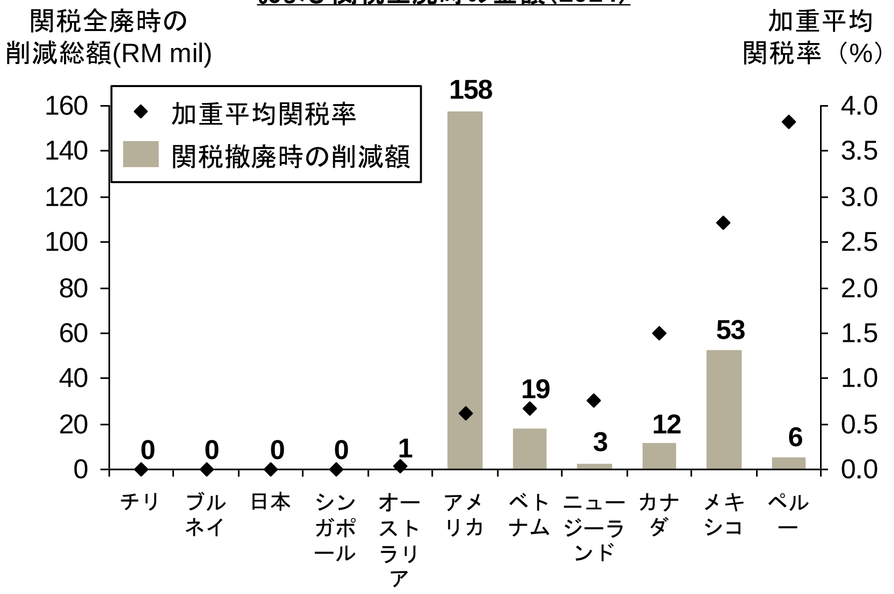

出所：*PwC, "Study on Potential Economic Impact of TPPA on the Malaysian Economy and Selected Key Economic Sectors*

a. 電子機械（2/5）

影響が想定されるTPP関連章の概要

「内国民待遇及び物品の市場アクセス」（第2章）

- 関税の引き下げ/撤廃により、貿易が促進される（条件を満たす製品をTPP参加国に輸出する場合、関税が撤廃される）
- 関税以外の面においても、輸出入の手続きが簡素化されるなどメリットがあり、製品の競争力が高められる

「原産地規則及び原産地手続」（第3章）

- TPP域内で生産された製品については関税が引き下げられる/撤廃される
- TPP参加国であれば、どの国で生産されても上記の恩恵を享受することができる
- 回収された材料を生産に用いる場合、その材料はTPP域内の材料とみなされる
- TPP域内で生産された製品であれば、どのようなルートで消費者に届けられたとしても、関税は引き下げられる/撤廃される

「投資」（第9章）

- 国内投資家と海外投資家は同等に扱われる
- 投資に関する資金の自由な移転が認められる
- 進出先の政府の不当な規制で損害を被った企業は、中立的な仲裁裁判所等に訴えて当該政府に賠償を求められる（ISDS条項）
- 自国民と同様の権利を相手国の国民や企業は保障される（内国民待遇）

「規制の整合性」（第25章）

- 公開で公正な規制環境が企業に提供される

「透明性及び腐敗行為の防止」（第26章）

- TPPで規定された事項に関する法令を公表することなど

a. 電子機械（3/5）

日系企業の輸出入等の取引概観

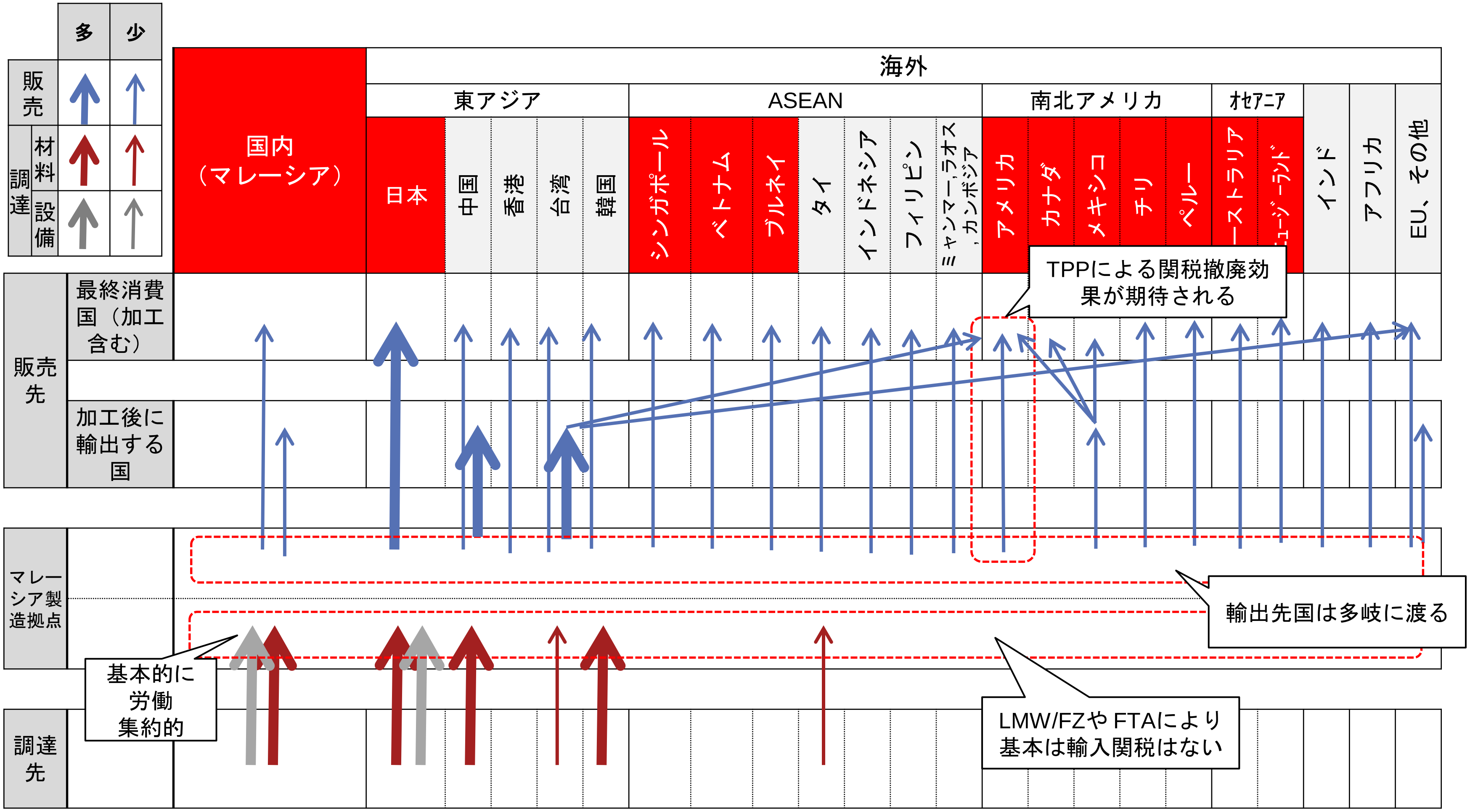

a. 電子機械（4/5）

日系企業の観点

- 調査対象の日系企業の輸出先国の中では、関税撤廃のメリットが期待される市場としてはアメリカが挙げられるものの、取引量は現時点では極めて限定的。
- それ以外の市場では、大半の日系企業はアセアン諸国（マレーシア含む）と日本/中国/韓国の間で結ばれたFTA、及び保税工場制度によるメリットを既に享受している。
- 一方で非関税障壁関係として、マレーシア国内の税制変更・導入の透明性が増すと対策業務が容易になり、業務負荷軽減効果を期待できるとの見方もあった。

地域別輸出割合
（目的地域数単位；N=88）

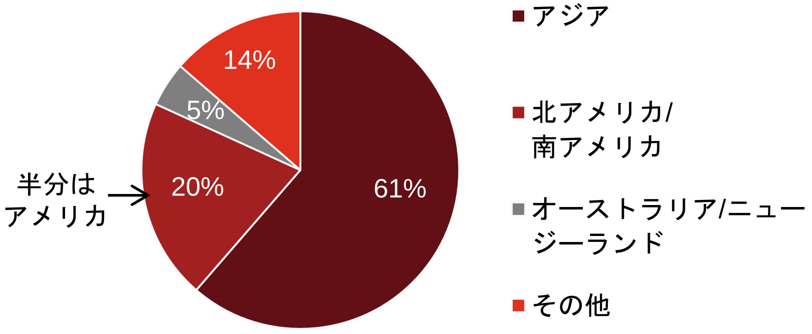

注*：その他にはインド、アフリカ、EU諸国などが含まれる。
取引量による重み付けはされていない。

活用されている既存自由貿易協定（企業別）

	Malaysia-Japan	Malaysia-Chile	ASEAN-Japan/China /Korea
企業 A	✔		✔
企業 B		✔	
企業 C	✔		
企業 D	✔		
企業 E	✔		✔
企業 F	✔		✔
企業 G	✔		✔

a. 電子機械（5/5）

TPPによる影響総括

- アメリカでの輸入関税の引き下げ/撤廃により、マレーシアの日系企業には輸出において プラスの影響が期待できると見られる
  - 世界中どこの輸出市場でも韓国の電子機械メーカーが競合になる傾向があり、FTAを多く締結している韓国のレベルに追いつくことは意味があると見られる。
  - ただし現時点での取引量は限定的で今後の事業拡大の見通しもまだ不透明であり、今後の課題と考えられる。
- TPP参加国政府による貿易関係の規制について、改定や運用の透明性が増すなどの間接的な効果も見込まれる。

1. 調査の背景と目的
2. TPPの概要
3. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種別）
    a. 電子機械
    b. 化学
    c. 輸送機器
    d. 建設
    e. 小売
    f. 金融サービス
4. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種共通）
5. エグゼクティブ・サマリ
    a. TPPの影響（まとめ）
    b. 日系企業の対応すべき方向性と、その実現のための課題

b. 化学（1/5）

市場概観

- マレーシアの化学業界（プラスチック製品業界）は、国外への販売が全体売上の60%（TPP参加国に対しては34%）を占めており、比較的海外競争に揉まれている業界だと考えられる。
- TPP参加国の中では、マレーシアとFTAが未締結、もしくは締結済みだが対象品目が少ない国としてアメリカ、カナダ、メキシコ、ペルーの4カ国があり、現時点での関税の税率が比較的高い。

マレーシアとFTAが未締結国、もしくは対象品目が少ない国における石油化学製品、プラスチック及びプラスチック製品の関税

国名	現時点での関税（%）	即時関税が撤廃される割合（%）
アメリカ	0 – 12.6	92.7
カナダ	0 – 15.5	100
メキシコ※	0 – 30.0	89.1
ペルー※	9.0	99.4

※メキシコとシンガポール、マレーシア、ベトナム間、ペルーとマレーシア、ベトナム間には途上国貿易特恵関税制度（GSTP）が発効しているが、対象品目が少ない。

出所: MITI

b. 化学（2/5）

影響が想定されるTPP関連章の概要

「内国民待遇及び物品の市場アクセス」（第2章）

- 関税の引き下げ/撤廃により、貿易が促進される（条件を満たす製品をTPP参加国に輸出する場合、関税が撤廃される)
- 関税以外の面においても、輸出入の手続きが簡素化されるなどメリットがあり、製品の競争力が高められる

「原産地規則及び原産地手続」（第3章）

- TPP域内で生産された製品については関税が引き下げられる/撤廃される
- TPP参加国であれば、どの国で生産されても上記の恩恵を享受することができる
- 回収された材料を生産に用いる場合、その材料はTPP域内の材料とみなされる
- TPP域内で生産された製品であれば、どのようなルートで消費者に届けられたとしても、関税は引き下げられる/撤廃される

「投資」（第9章）

- 国内投資家と海外投資家は同等に扱われる
- 投資に関する資金の自由な移転が認められる
- 進出先の政府の不当な規制で損害を被った企業は、中立的な仲裁裁判所等に訴えて当該政府に賠償を求められる（ISDS条項）
- 自国民と同様の権利を相手国の国民や企業は保障される（内国民待遇）

「規制の整合性」（第25章）

- 公開で公正な規制環境が企業に提供される

「透明性及び腐敗行為の防止」（第26章）

- TPPで規定された事項に関する法令を公表することなど

b. 化学（3/5）

日系企業の輸出入等の取引概観

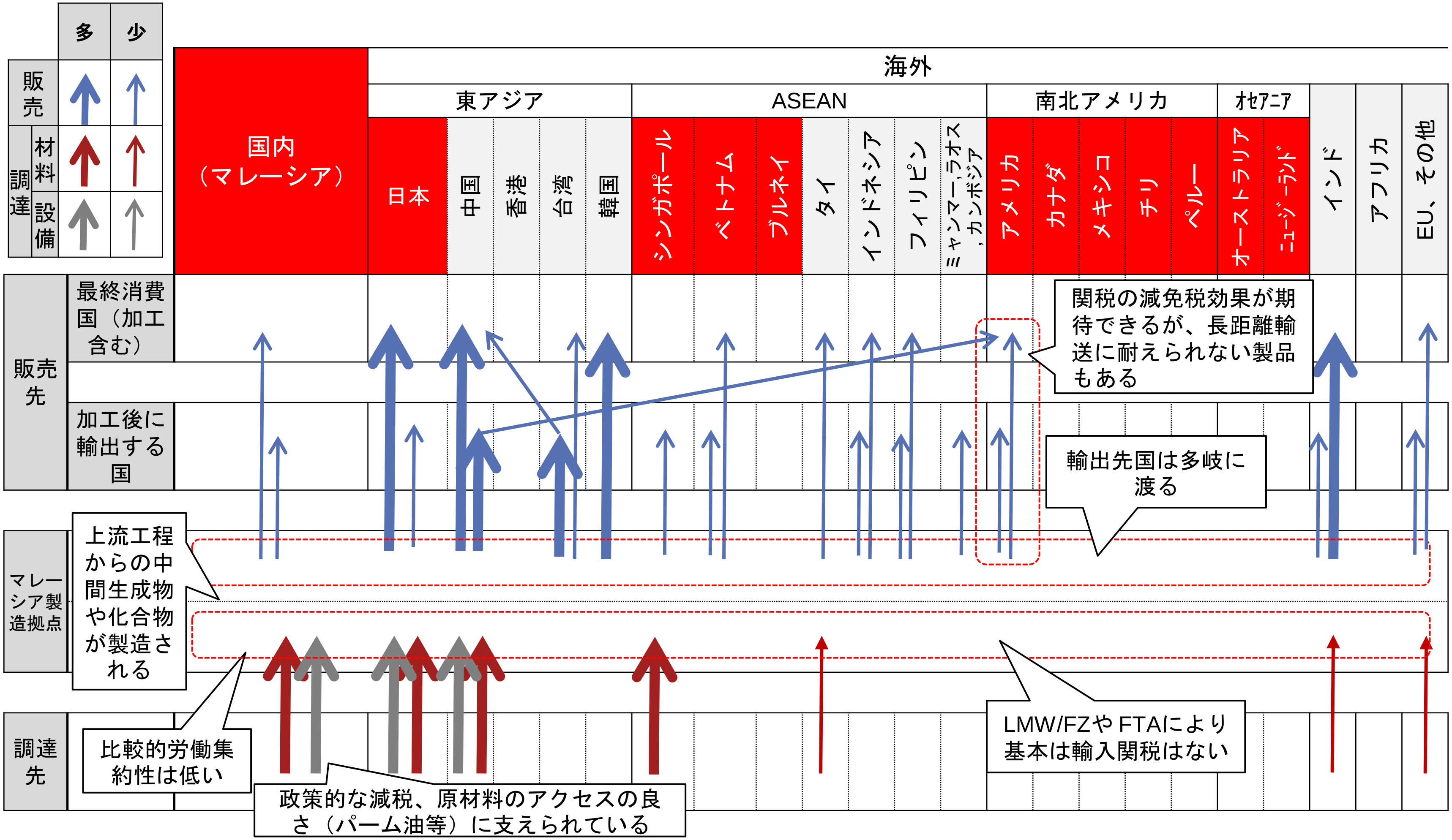

b. 化学（4/5）

日系企業の観点

- 調査対象の日系企業の輸出先国の中では、関税撤廃のメリットが期待される市場としてはアメリカが挙げられる
- ただし製品によっては貯蔵寿命の制約のためアメリカ方面の輸出に適さないものもあり、現在の輸出量は限定的。
- それ以外の市場では、大半の日系企業はアセアン諸国とオーストラリア/ニュージーランドとの間で結ばれたFTA、及び保税工場制度によるメリットを既に享受しており、TPPの関税障壁関係の効果は期待しづらい。

地域別輸出割合
（目的地域数単位；N=62）

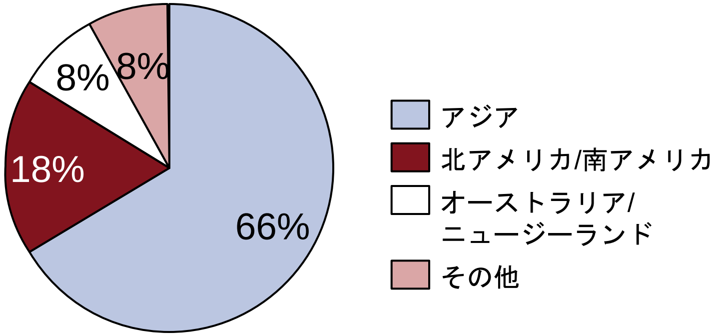

注*：その他にはインド、アフリカ、EU諸国などが含まれる。
取引量による重み付けはされていない。

活用されている既存自由貿易協定（企業別）

	マレーシア2か国間自由貿易協定を結んでいる国*	アセアン諸国とオーストラリア/ニュージーランド	アセアン諸国とインド
企業 A	✔	✔	
企業 B	✔	✔	✔
企業 C		✔	

*：マレーシアと2か国間自由貿易協定を結んでいる国：日本/インド/ニュージーランド/オーストラリア/チリのことを指す

b. 化学（5/5）

TPPによる影響総括

- 化学領域はTPP参加国への輸出のウエイトが大きい業界であり、かつ市場規模が大きく現時点での関税が高いアメリカ市場を擁しており、関税の引下げ・撤廃効果による競争力の向上が期待される
  - アメリカと既にFTAを締結している国（韓国など）が存在しているため、後発で競争に参加する形になるが、条件がそれらの国に追いつくことには意味があると見られる。
  - ただし現時点で取引している企業や取引量は限定的で今後の事業拡大の見通しもまだ不透明であり、今後の課題と考えられる。
- マレーシアならではの原材料調達、過去の大型設備投資による償却済み生産設備などを強みとした競争が想定されるが、一般に原材料費率が高い製品であり、長距離への輸出に耐えられる高付加価値商品の確保が課題となる。

1. 調査の背景と目的
2. TPPの概要
3. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種別）
  a. 電子機械
  b. 化学
  c. **輸送機器**
  d. 建設
  e. 小売
  f. 金融サービス
4. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種共通）
5. エグゼクティブ・サマリ
  a. TPPの影響（まとめ）
  b. 日系企業の対応すべき方向性と、その実現のための課題

c. 輸送機器（1/5）

市場概観

- マレーシアの自動車産業は国内の需要の大半を満たすだけの自動車を生産している

マレーシアにおける自動車の生産及び販売推移

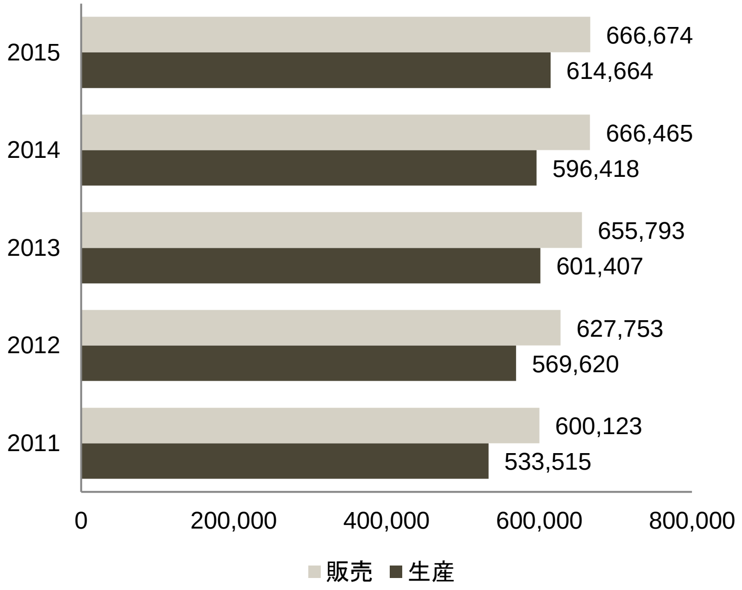

- 日系自動車メーカーは、マレーシア国産車2ブランドに続く販売シェアを有している。

マレーシア国内の自動車の販売状況（2015年、単位：台）

順位	メーカー	乗用車	商用車	総販売台数	シェア（%）
1	Perodua	213,307	-	213,307	32.0
2	Proton	102,175	-	102,175	15.3
3	Honda	94,902	-	94,902	14.2
4	Toyota	65,295	28,465	93,760	14.1
5	Nissan	41,941	5,294	47,235	7.1
6	Mazda	13,409	916	14,325	2.1
7	Isuzu	431	12,224	12,655	1.9
8	Ford	2,866	9,264	12,130	1.8
9	Mitsubishi	5,398	5,678	11,076	1.7
10	Mercedes	10,859	175	11,034	1.7
	合計	591, 298	75, 376	666,674	100

- 2010年1月より、アセアン諸国で生産された全ての自動車に関しては、関税が撤廃されている*1
- 2015年1月より、日本で生産された全ての自動車に関しては、関税が撤廃されている

*出所：Malaysian Automotive Association　*1: ASEAN Trade in Goods Agreement (ATIGA)*

c. 輸送機器（2/5）

影響が想定されるTPP関連章の概要

「内国民待遇及び物品の市場アクセス」（第2章）

- 関税の引き下げ/撤廃により貿易が促進される（条件を満たす製品をTPP参加国に輸出する場合関税が撤廃される)
- 関税以外の面においても、輸出入の手続きが簡素化されるなどメリットがあり、製品の競争力が高められる

「原産地規則及び原産地手続」（第3章）

- TPP域内で生産された製品については関税が引き下げられる/撤廃される
- TPP参加国であれば、どの国で生産されても上記の恩恵を享受することができる
- 回収された材料を生産に用いる場合、その材料はTPP域内の材料とみなされる
- TPP域内で生産された製品であれば、どのようなルートで消費者に届けられたとしても、関税は引き下げられる/撤廃される

「投資」（第9章）

- 国内投資家と海外投資家は同等に扱われる
- 投資に関する資金の自由な移転が認められる
- 進出先の政府の不当な規制で損害を被った企業は、中立的な仲裁裁判所等に訴えて当該政府に賠償を求められる（ISDS条項）
- 自国民と同様の権利を相手国の国民や企業は保障される（内国民待遇）

「規制の整合性」（第25章）

- 公開で公正な規制環境が企業に提供される

「透明性及び腐敗行為の防止」（第26章）

- TPPで規定された事項に関する法令を公表することなど

その他（アメリカとカナダとのSide Letter）

- アメリカとカナダは、自動車分野の中でもマレーシアと相互利益が発生する分野において、技術協力及び能力構築活動を促進することについて同意した
- TPP締結にあたって、マレーシアは：
  - アメリカ及びカナダからの自動車輸入に対して量的規制を掛けたり、ライセンスで制約を設けたりすることができない
  - 追加、または新規でコストが発生するような仕組みを設けてはならない
- 2021年1月1日以降、マレーシアは米国の自動車に対して輸出実績やローカルコンテンツ、ローカルでの付加価値などをベースに物品税控除を提供するようなことはしてはならない

c. 輸送機器（3/5）

日系企業の輸出入等の取引概観

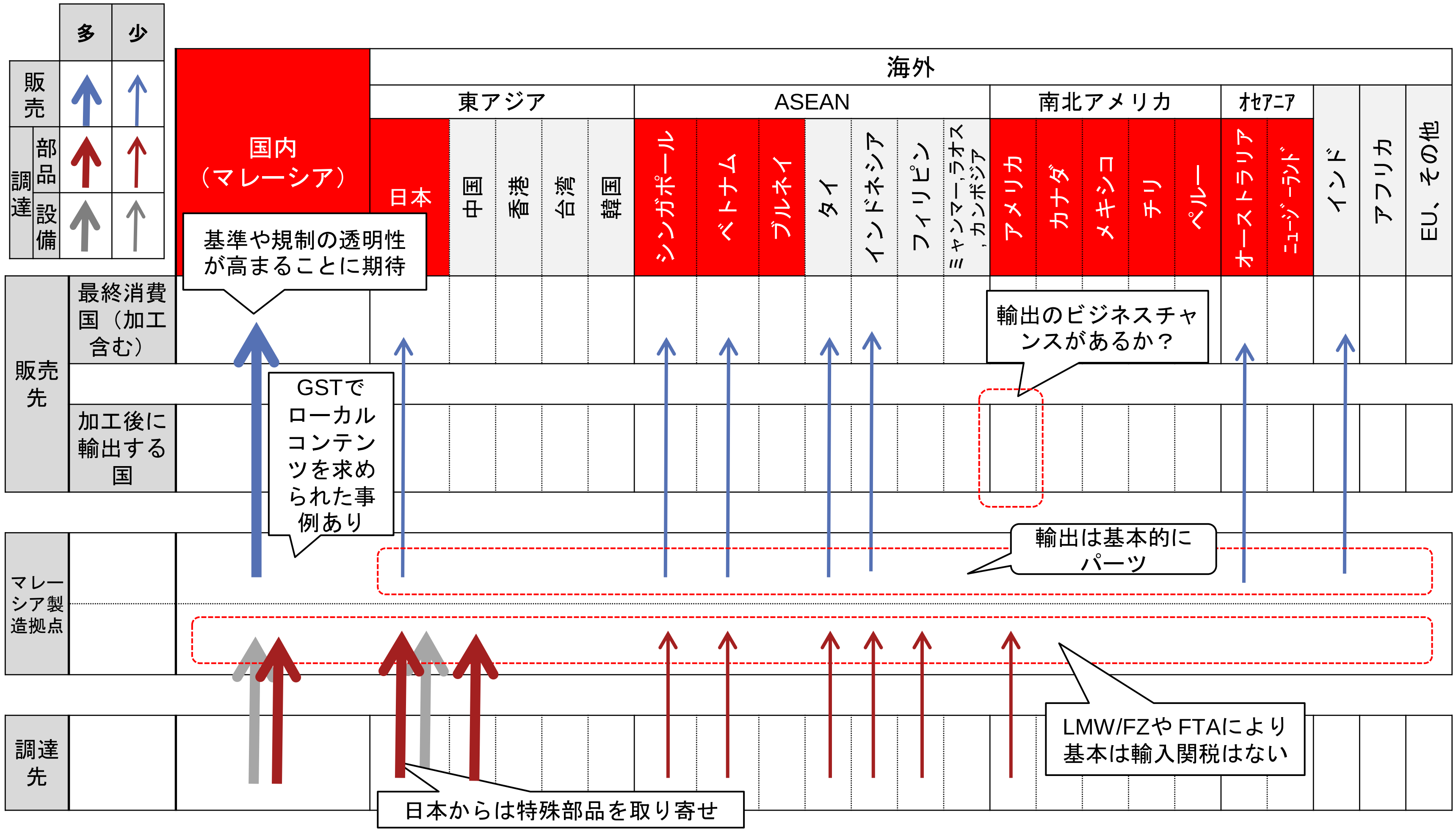

c. 輸送機器（4/5）

日系企業の観点

- 完成車はマレーシア国内向けが中心で、輸出は基本的に部品で構成されている。
- 既存のFTA（マレーシア⇔日本、マレーシア⇔インド、アセアン⇔インド）、及びLMW、FZにより、輸出入とも関税負担はほとんどない状態

活用されている既存自由貿易協定（企業別）

	マレーシア2か国間自由貿易協定を結んでいる国	アセアン諸国とオーストラリア/ニュージーランド	アセアン諸国とインド
企業 A	✔		✔
企業 B	✔		
企業 C	✔		

注*：マレーシアと2か国間自由貿易協定を結んでいる国とは、日本/インド/ニュージーランド/オーストラリア/チリのことを指す

- 非関税障壁に関して、多くはないが一部現状について課題を指摘する意見があった。
  - 「マレーシアの規制と助成制度は個別裁量の余地が大きく標準化されていない印象」
  - 「マレーシア現地の規制に対する解釈は職員により異なる。現地メーカーと比較してやや不利になっている可能性はゼロとは言えない」
  - 「物品税の税率がローカルコンテンツの導入度合いで決められる仕組みが存在している」
- TPP参加国であり既に大きな市場を形成している北米、および今後の急速な成長が期待できるベトナムへの輸出を期待する声もあった。
- マレーシア国内への海外メーカーからの輸入車が急増することも想定されるが、脅威とはあまり感じていない。

c. 輸送機器（5/5）

TPPによる影響総括

- 関税障壁に関しては、北米向けの部品輸出に効果が期待できるが、もともと競争の激しい地域に対する長距離の輸出となり、慎重な検討を要すると見られる。
- 一方、非関税障壁については、政府の規制施策の運用の透明性が増すことにより、計画的・先行的な対応がしやすくなる等のポジティブな効果が、マレーシア国内・国外にてあると見られる。
- 海外メーカーの輸入車が将来的に増加していくことが予想されるため、国内の既存メーカーは今後各社それぞれ対応を求められることになるが、特に国産車メーカーの動向は日系企業への影響が考えられ、注視していく必要がある。

1. 調査の背景と目的
2. TPPの概要
3. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種別）
   a. 電子機械
   b. 化学
   c. 輸送機器
   d. **建設**
   e. 小売
   f. 金融サービス
4. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種共通）
5. エグゼクティブ・サマリ
   a. TPPの影響（まとめ）
   b. 日系企業の対応すべき方向性と、その実現のための課題

d. 建設 (1/5)

市場概観

- マレーシア国内の建設業界には外資系企業が非常に多く設立されており、官民の建設プロジェクトの総額の25%を占めている（2014年現在）
- 現状の政府調達の基準額である「6300万SDR 」クラスである300百万RM以上のプロジェクトにも、外資系企業は既に多く係っている（ODA案件含む）。

現地法人登録資格グレードごとのプロジェクト数及び金額（2015年）

登録資格グレード *1	上段；プロジェクト数、下段；総受注額 (RM million)			
	<100	100-300	>300	Total
G1	20			20
	47			47
G2	59			59
	91			91
G3	542			542
	1,031			1,031
G4	700			700
	1,324			1,324
G5	729			729
	2,690			2,690
G6	504			504
	2,318			2,318
G7	2,817	139	31	2,987
	35,701	23,205	18,813	77,719
外資系	83	11	9	103
	1,808	2,134	6,935	10,877
Total	**5,454**	**150**	**40**	**5,644**
	45,010	**25,339**	**25749**	**96,098**

*1: Construction Industry Development Board (CIDB)にて登録が義務付けられているもので、最低資本金と入札可能金額によって決まる。
*2: Project Valueを受注額と訳した。

出所: CIDB

d. 建設 (2/5)

影響が想定されるTPP関連章の概要

「政府調達」（第15章）

- マレーシアは数年かけて政府調達を順次緩和していくことになっている
  - TPPでは連邦政府関係の建設サービスについて、基準額を1年目の6300万SDRから5000万SDR（6-10年）、4000万SDR（11-15年）、3000万SDR（16-20年）、1400万SDR（21年目）と下げていくことになっている
- 州政府や地方自治体、政府系企業はこの政府調達義務の対象になっていない。加えて、
  - Grade 1 (class F) からGrade 6 (class B) のプロジェクトは対象外
  - Grade 7 (class A) プロジェクトのうち基準を下回るものは対象外
  - ブミプトラ企業に対する割り当て政策は残る
- 国内企業とTPP参加国企業とは無差別的に待遇される
- 公開入札、調達手続きの透明化が求められる

「投資」（第9章）

- 外国人投資家及びその投資に対する正当で公正な扱い
- ファンドの遅滞ない移動
- 投資家と国との間の紛争の解決（Investor State Dispute Settlement ；ISDS）手続きの採用
- 特定の措置の履行要求の禁止

「規制の整合性」（第25章）

- オープン、フェア、かつ予測可能なビジネス規制環境の醸成

「透明性及び腐敗行為の防止」（第26章）

- 良好なガバナンスの推進、貿易や投資、及びそれらに関する政策における賄賂や汚職によるネガティブな影響への対処

「国境を越えるサービスの貿易」（第10章）

- Malaysian Construction Industry Development Board (CIDB)に登録しているマレーシア法人、及び駐在員事務所、支社、またはマレーシア個人やマレーシア人の経営する企業とのJVで現地に設立されたものは、建設関係のサービスを提供することが出来る。
- マレーシアに設立された企業体で、マレーシア個人やマレーシア人経営の企業とJVやコンソーシアムなどにより30%超の出資をしているものは、CIDBに登録することが求められる
- 外資系企業のシニア・マネジメントと取締役会はマレーシア人が多数を占め、その管理と投資をコントロールしていなければならない

d. 建設 (3/5)

日系企業の輸出入等の取引概観

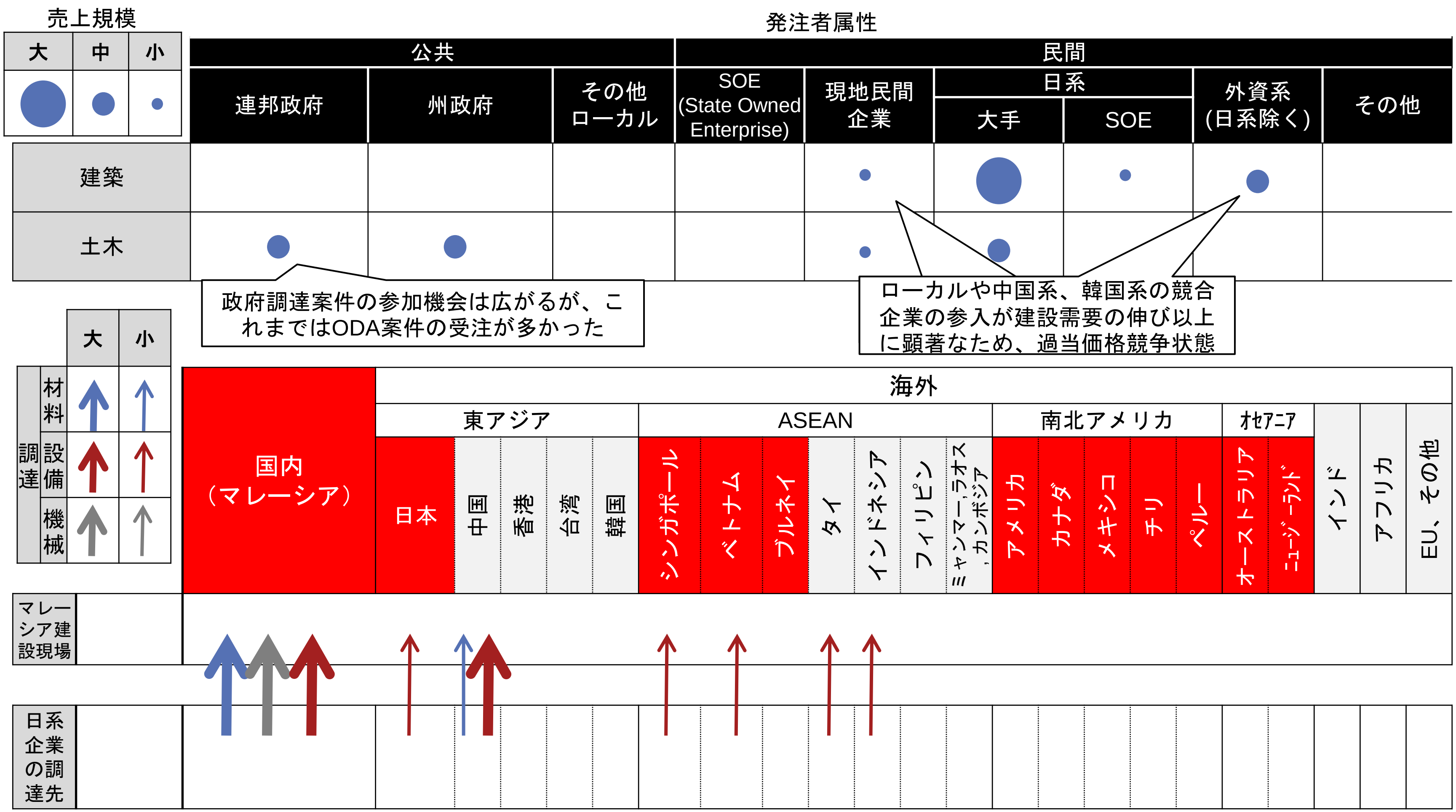

d. 建設 (4/5)

日系企業の観点

- 建設は日系企業の工場や店舗、土木は技術的難易度の高い政府系大型案件、または日系企業のインフラ関係が業務の中心となっている。
- 政府系大型案件も、ODA案件などで日本マネーが入っていて業者選定にある程度日本側の発言権が持てるものが中心となっていた。
- 日系企業の政府調達に対する見方は意見が大きく分かれる。以下コメント例。
  - 「政府調達の機会が増えるのは良いこと。ただ、あまりこれまで政府調達の経験がない」
  - 「政府調達の案件は中国系・韓国系ゼネコンとの競争が激しく、ブミプトラ企業の活用競争になる面もあって採算的・リスク管理的に厳しい」
  - 「提携するのに良いローカルパートナーがなかなかいなく、簡単には応札できない」

建設業各社の政府調達の公開に対する見方

	有益	有益でない	分からない
企業 A	✔		
企業 B			✔
企業 C		✔	
企業 D	✔		
企業 E		✔	
企業 F			✔

- また、日本の建設需給が東日本震災対応やオリンピック対応で逼迫しており、社内リソースが日本側に取られたり高リスク・低収益の案件に手が出しづらくなっているという問題が深刻な企業も見られた。

d. 建設 (5/5)

TPPによる影響総括

- TPPによる政府調達のポテンシャルについては業界各社で見方が一見異なるが、各社の活動内容などを踏まえて総合的に判断すると、
「受注機会としては増えるが、実際に受注するのは超えるべき壁が非常に多い」という位置づけになると見られる。
- 超えるべき壁としては以下のような事項が考えられる。
  - 近年数多く参入してきた中国系ゼネコンや韓国ゼネコンに競り勝つような価格設定、ローカル企業との提携実現
  - 日系ゼネコンの強みである「建設の品質」についての認識促進
  - 日本の建設需要を鑑みた、中長期的な社内リソース配分の方針再検討

1. 調査の背景と目的
2. TPPの概要
3. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種別）
   a. 電子機械
   b. 化学
   c. 輸送機器
   d. 建設
   e. 小売
   f. 金融サービス
4. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種共通）
5. エグゼクティブ・サマリ
   a. TPPの影響（まとめ）
   b. 日系企業の対応すべき方向性と、その実現のための課題

e. 小売 (1/4)

市場概観

- マレーシアでは小売の流通チャネルのうち、大半が小売店が占めている。

マレーシアにおける流通チャネルの形態（2013年）

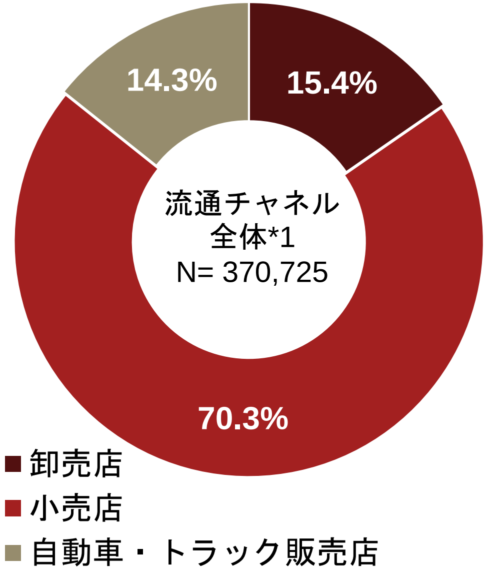

- ただし、小売の売上の成長率は近年鈍化する傾向が見られる。

小売業の成長率*2

	2013	2014	2015	2016	2017
小売の総取引量の成長率 (% pa)	6.4	5.4	5.3	4.6	4.6
食品・飲料・タバコの取引量の成長率 (real % change pa)	6.4	4.9	4.2	4.3	4.7
服飾の取引量の成長率 (real % change pa)	7.5	6.0	5.9	4.8	6.3

*出所: *1: Department of Statistics Malaysia, *2: Economist Intelligence Unit(Forecasts for 2015 - 2017)*

e. 小売 (2/4)

影響が想定されるTPP関連章の概要

「内国民待遇及び物品の市場アクセス」（第2章）

- 関税の引き下げ/撤廃により貿易が促進される（条件を満たす製品をTPP参加国に輸出する場合関税が撤廃される)
- 関税以外の面においても、輸出入の手続きが簡素化されるなどメリットがあり、製品の競争力が高められる

「原産地規則及び原産地手続」（第3章）

- TPP域内で生産された製品については関税が引き下げられる/撤廃される
- TPP参加国であれば、どの国で生産されても上記の恩恵を享受することができる
- 回収された材料を生産に用いる場合、その材料はTPP域内の材料とみなされる
- TPP域内で生産された製品であれば、どのようなルートで消費者に届けられたとしても、関税は引き下げられる/撤廃される

「投資」(第9章)

- 外国人投資家及びその投資に対する正当で公正な扱い
- ファンドの遅滞ない移動
- 投資家と国との間の紛争の解決（Investor State Dispute Settlement ；ISDS）手続きの採用
- 特定の措置の履行要求の禁止

「国境を越えるサービスの貿易」（第10章）

- Foreigners are not permitted to provide wholesale and distribution services for fabrics and apparels of batik, motor vehicles including motorcycles and scooters, passenger cars and commercial vehicles (excluding automotive components and parts of these vehicles).
[Annex I : Schedule of Malaysia]
- Malaysia reserves the right to adopt or maintain any measures relating to wholesale and distribution services for rice, sugar (other than refined sugar for food and beverage manufacturers), flour, liquor and alcoholic beverages, tobacco and cigarettes products.
[Annex II : Schedule of Malaysia]

「規制の整合性」（第25章）

- オープン、フェア、かつ予測可能なビジネス規制環境の醸成

「透明性及び腐敗行為の防止」（第26章）

- 良好なガバナンスの推進、貿易や投資、及びそれらに関する政策における賄賂や汚職によるネガティブな影響への対処

e. 小売 (3/4)

日系企業の輸出入等の取引概観

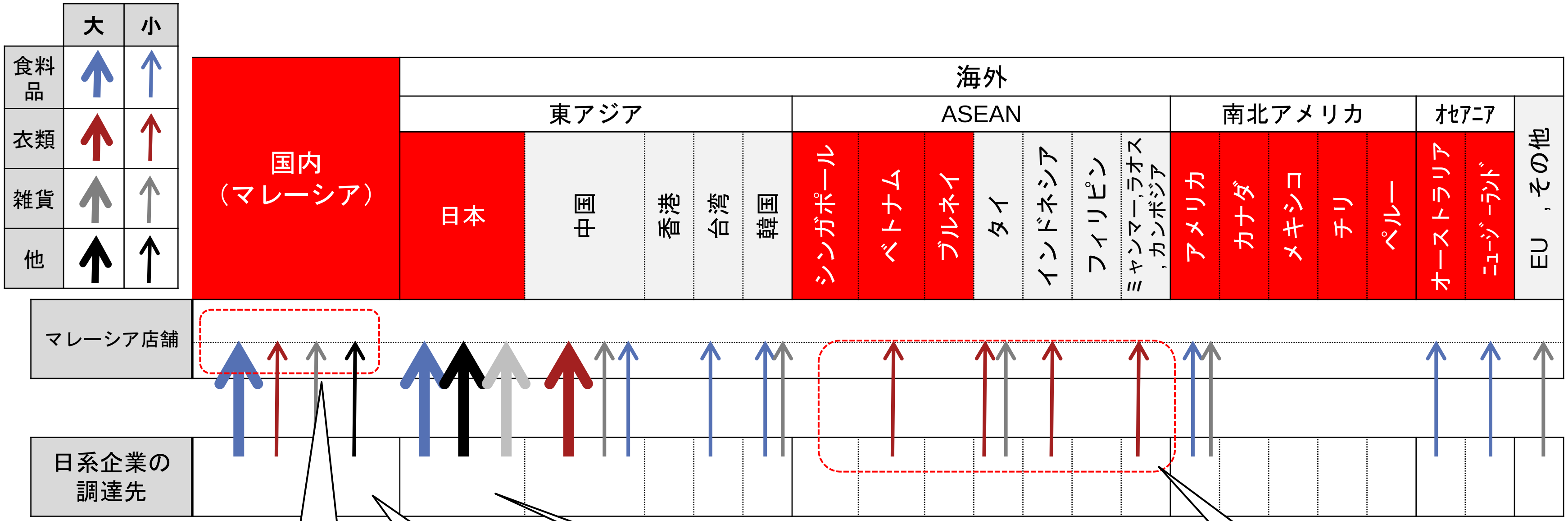

日系企業の観点

「30%出資でのコンビニ参入は制約が多いが、魅力的なビジネスのポテンシャルはある」

「ブミプトラ指定サプライヤーからの仕入れ比率努力目標の30%ガイドラインは、さほど調達の制約になっていないので、撤廃されても効果・影響は大きくない」

「ライセンスを要する米や和牛などの輸入が拡大することに期待。ただし牛肉はハラルの問題あり」

「衣類系については原産地規則の適用によりASEAN内での最適化によるコストダウンが期待できるか」

e. 小売 (4/4)

TPPによる影響総括

- 小売業はコンビニエンスストア分野にて新しい事業機会が期待され、参入機会が広がることで小売の店舗フォーマットの検討が進むと見られる
  - ただし小売業全体としてはまだ規制は多く、中長期的な自由化の過程を経験していくことになると見られる。
- 関税障壁については、調達先の卸業者が恩恵を受けた結果として小売業者にも恩恵があることが考えられるが、間接的かつ商品品目が多岐に渡るため特定は難しい。考えられる候補としては、繊維の原産地規則の恩恵が最終的に服飾の価格に影響を与えることなどが考えられる。
- 非関税障壁としては、米や牛肉などニーズが高いと見られる食料品の輸入量拡大が期待されるが、TPPに係る論点以外の問題などもあり、道筋はあまり明確ではない。

1. 調査の背景と目的
2. TPPの概要
3. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種別）
   a. 電子機械
   b. 化学
   c. 輸送機器
   d. 建設
   e. 小売
   f. 金融サービス
4. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種共通）
5. エグゼクティブ・サマリ
   a. TPPの影響（まとめ）
   b. 日系企業の対応すべき方向性と、その実現のための課題

f. 金融サービス (1/4)

市場概観

- マレーシアの銀行業界は、投資銀行が近年の統合で縮小してイスラム銀行が伸びている状況にある

銀行システムのネットワーク

	2011	2015
組織数	**56**	**54**
商業銀行	25	27
投資銀行	15	11
イスラム銀行	16	16
オフィスネットワーク	**2,435**	**2,500**
商業銀行	2,050	2,048
投資銀行	133	119
イスラム銀行	2,147	2,206
インターネットサービスのある銀行数	**27**	**31**
従業員数	**125,065**	**119,162**
商業銀行	106,274	101,823
投資銀行	9,577	8,361
イスラム銀行	9,214	8,978

出所: BNM

- 生保は損保・生保それぞれ下記のような構成数になっている

The General Insurance Association of Malaysia (PIAM)の会員構成

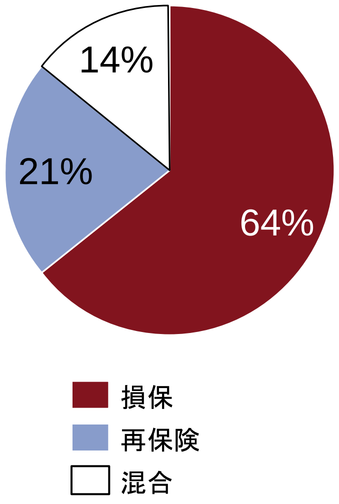

The Life Insurance Association of Malaysia (LIAM)の会員構成

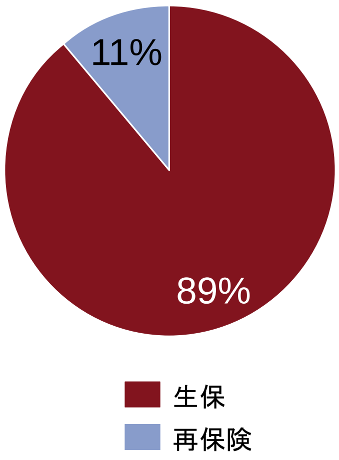

出所: Persatuan Insurans Am Malaysia (PIAM)

f. 金融サービス (2/4)

影響が想定されるTPP関連章の概要

「金融サービス」（第11章）

【内国民待遇】

- 各締約国は、他の締約国の金融機関及び投資家等に対し、同様の状況において自国の投資家及び金融機関等に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること等

【最恵国待遇】

- 各締約国は、他の締約国の投資家及び金融機関等に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国又は非締約国の投資家及び金融機関等に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること等

【金融機関の市場アクセス】

- 締約国は、他の締約国の金融機関又は金融機関を設立しようとする他の締約国の投資家について、金融機関の数の制限、金融サービスの取引総額又は資産総額の制限等を採用し､又は維持してはならないこと

【新たな金融サービス】

- 各締約国は、他の締約国の金融機関に対し、同様の状況において自国の金融機関が提供することを許可する新たな金融サービスを提供することを許可すること等

【経営幹部及び取締役会】

- 締約国は、他の締約国の金融機関に対し、特定の国籍を有する個人を経営幹部その他の重要な職責を有する者として任用すること等を要求してはならないこと
  - （一方で）少なくともマレーシアでの設立企業では、最低2人の取締役をマレーシア居住者から選ばねばならない (Annex III, Article 11.9).

【電子支払カードサービス】

- 締約国は、他の締約国の者による当該他の締約国の領域から当該締約国の領域内への支払カード取引のための電子支払サービスを提供することを許可すること等

【情報の移転】

- 各締約国は、自国の領域内外への電子的その他の形態による情報の移転を､他の締約国の金融機関の通常の業務の遂行においてデータの処理が必要とされる場合には､当該他の締約国の金融機関に許可すること等

【その他】

- TPP特約国について、外銀の現地法人は
  - 中心市場：準都市：非都市の割合が1:2:1になる前提で、8支店の新設が認められる(ANNEX III MALAYSIA’S RESERVATIONS TO CHAPTER 11 (FINANCIAL SERVICES))
  - 店舗外のATMが認められる（その外銀の母国の互恵待遇が必要）（同上）

f. 金融サービス (3/4)

日系企業の観点

- TPPの影響に対する見方は、当該企業の金融サービスの内容が、リテール中心かコーポレート中心か、により、分かれる傾向がある。

	リテイル中心	共通	コーポレート中心
TPP効果期待大		商品設計の自由度が上がることで、日系企業の強みが生かせる可能性 域内の人の動きがスムーズになることで、日本人スタッフの増強や近隣諸国からの優秀な人材の採用等にメリットを期待	経営幹部の居住地規制が緩和されることにより、マネジメントの人材選択肢が増え、より能力の高いマネジメントを迎えることが出来るかも知れない TPPにより貿易やビジネスが伸びる業界があれば、金融サービスとしてのビジネスも副次的に伸びる
ニュートラル	再保険の国営再保険事業体からの30%購入ルール緩和は、現地リスク情報の入手なども考えるとメリット・デメリットの両面がある		
TPP効果期待薄	リテイルビジネスはローカルマネジメントが適任なので、経営幹部などの居住地規制緩和はさほどメリットなし	店舗はひととおり出店しているため、現時点では店舗数緩和によるメリットはあまりない	

f. 金融サービス (4/4)

TPPによる影響総括

- 金融業界は、規制当局の金融システムの安定化を目的とした運営がまずありきであるため、一般的にはTPPの影響は大きくないように見える
  - マレーシアはFinancial Sector Blueprint 2011 – 2020の実現に引き続き注力する見通し
- ただし、細かい項目レベルで見て行くと、効果が期待できると見られるものがあることに加え、他業界がTPPにより恩恵を受けてマレーシアでの貿易やビジネスが活性することで、金融サービスとしても活性化することから、総合的には金融サービスへの効果はあるという見方が出来る。

1. 調査の背景と目的
2. TPPの概要
3. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種別）
   a. 電子機械
   b. 化学
   c. 輸送機器
   d. 建設
   e. 小売
   f. 金融サービス
4. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種共通）
5. エグゼクティブ・サマリ
   a. TPPの影響（まとめ）
   b. 日系企業の対応すべき方向性と、その実現のための課題

a. 労働（1/3）

市場概観

- 2013年12月末時点での、日系企業の対マレーシア製造業における投資額は22.7百万米ドルで、33万人の雇用を創出しているとされる*1
- 一方で、製造業の人件費は年々上昇傾向にあり、労働コストの安さという魅力が低減しつつある。

製造業労働者の1人あたり収入（単位RM/月）

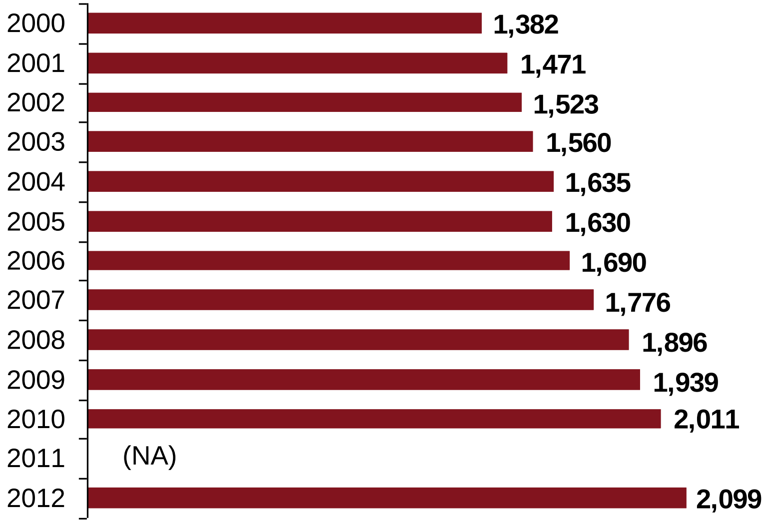

影響が想定されるTPP関連章の概要

「労働」（第19章）

- TPPの締結により、貿易及び投資の促進が労働者の権利を損なわないよう原則が規定されている。
- 「労働における基本的な原則並びにその実施についての措置（ILO宣言）」に含まれる4つの原則が採用・維持される
  - 組合結成・団体交渉の自由
  - 強制労働の撤廃
  - 児童労働の廃止
  - 雇用・職業に関する差別の撤廃等
- 各国政府は最低賃金、労働時間や労働安全衛生に関して担保する
- 労働法令を執行することを怠ってはならない

**1: 2014年９月26日MITI掲載資料より（現在リンク切れ）*
出所：MITI, JETRO

a. 労働（2/3）

日系企業の観点

調査対象企業における労働組合の有無（N=32）

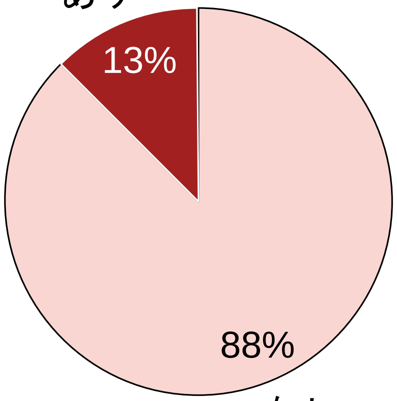

企業の労働組合の影響に対する考え方（N=32）

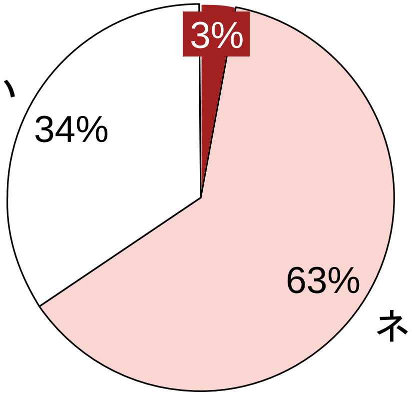

- 今回の調査対象の企業の88%は、労働組合は存在していない。
- ただしその大半は、労働組合の存在を認めている立場を取っている。
- また、労働組合がなくても、それに変わる企業と労働者とのコミュニケーションの場を積極的に設けて運営している企業も複数見られた。

- 今回の調査対象の企業の63%は、労働組合の影響をネガティブなものと考えているが、「どちらともいえない」と回答する企業も34%存在した。
- 労働組合の存在により、企業側と労働者側との間で会社の方針の浸透や合意に要する時間がより掛かってしまう、という意見が多かったが、そのようなプロセスが確立されることを前向きに考える企業も存在している

a. 労働（3/3）

TPPによる影響総括

- 労働集約的な業種の企業は、今後「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に含まれる4つの原則に対応していくことが求められていく
  - 労働集約的な企業には、製造業、サービス産業である小売などが含まれる
- これは実務的には、労働管理関係の業務負荷増やコスト増を意味するが、日系企業は一般的に最低限の対応はある程度既に出来ているという見方がある。
- その場合、むしろ現在十分な対応が出来ていない非日系企業に対して、業務負荷増やコスト増が相対的に大きくなると考えられる。その意味で、日系企業の相対的な優位性は高まるという考え方もできると見られる。

b. 中小企業/SMEs (1/3)

市場概観

- マレーシアの中小企業（SME）の総GDPは、マレーシア全体の総GDPの36%に貢献しており（2014年）、その大半がサービス業と製造業で占められる。

マレーシアのSME（中小企業）の定義

業種	小企業（Small Enterprise）	中企業（Medium Enterprise）
製造業	売上：RM300,000 以上RM15 m未満 または従業員数：5人以上75人未満	売上：RM15 mil 以上RM50 mil未満 または従業員数：75 人以上200人未満
サービス業 その他	売上：RM300,000以上 RM3 mil 未満 または従業員数：5人以上 30人未満	売上：RM3 mil以上 RM20 mil未満または 従業員数：30人以上 75人未満

中小企業（SME）の業種別の企業数（2010年）

業種	総企業数	中小企業数	総企業数に占める割合（%）
合計	662,939	645,136	97
サービス	591,883	580,985	98
製造	39,669	37,861	95
農業	8,829	6,708	76
建設	22,140	19,283	87
鉱業・砕石業	418	299	72

中小企業（SME）の総GDPの業種別貢献度（2014年）

業種	中小企業の総GDP内でのシェア（%）	（参考）マレーシア全体の総GDP内でのシェア（%）
サービス	59	54
製造	22	23
農業	12	9
建設	6	4
鉱業・砕石業	0	9

出所: SME Corp

b. 中小企業/SMEs (2/3)

影響が想定されるTPP関連章の概要

「中小企業」（第24章）

【情報共有】

- 各締約国は、本協定の本文、概要及び中小企業のための情報を含む自国のウェブサイトであって公にアクセス可能なものを開設し、又は維持すること
- 自国のウェブサイトに、他の締約国の同様のウェブサイト及び各締約国の政府機関その他適当な団体のウェブサイトであって、自国の領域において貿易、投資又はビジネスを行うことに関心を有する者にとって有用であると考える情報を提供すること等

【中小企業に関する小委員会】

- 締約国は、各締約国の政府の代表者から成る中小企業に関する小委員会を設置すること
- 同小委員会は、
  - 締約国の中小企業が本協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること
  - 中小企業の輸出者を支持し、及び支援するため、各締約国の経験及び最良の慣行に関する情報を交換し、討議すること
  - TPP委員会に対し、同小委員会の活動に関する報告書を定期的に提出し、及び適当な勧告を行うこと等

b. 中小企業/SMEs (3/3)

日系企業の観点

- 今回の調査対象の日系企業の70%はマレーシアの中小企業（SME）との取引がある。
- 「取引がない」と回答した企業は電子機械、小売が多い。

マレーシア国内で中小企業（SME）と取引があるか？（N=21）

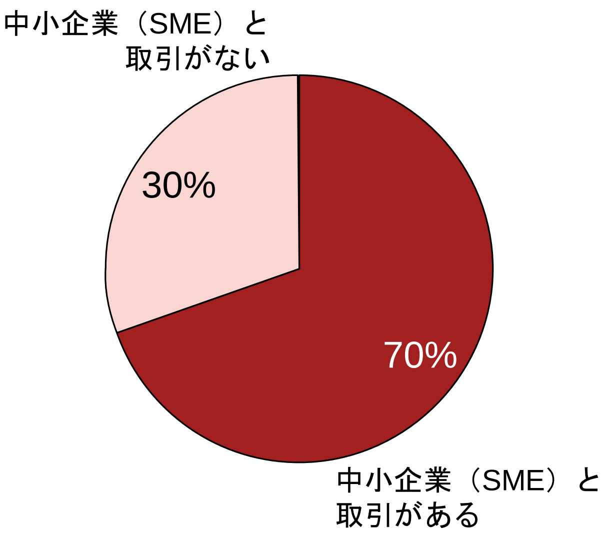

TPPによる影響総括

- TPPは参加国の大企業に対して、現地の中小企業（SME）と協業することを推奨している。
- 中小企業（SME）をオペレーションに組み込むことで事業に貢献する可能性もあり、その意味で大企業は「今後中小企業（SME）を育成する機会に恵まれる」という考え方も出来る。
- ただし、中小企業側の能力によっては、大企業側に業務負荷が増えてコスト増に繋がる可能性もあり、注意が必要。

c. 競合国としてのベトナム等 (1/4)

市場概観

- マレーシアとベトナムはTPP参加国の中で、米国と既存のFTAがなく、将来に向けた成長が期待されるという意味で目立つ存在である。
  – 両国の最恵国待遇の平均適用はTPP参加国の中でも高い水準である。
- 両国の人口を合わせると1.2億人以上となり、ベトナムのほうがマレーシアの3倍近く人口がいる関係になっている。

主要な経済指標

	Malaysia	Vietnam
人口 （百万人；2015年）	31.1	91.6
5年間（2011-2015年）の平均GDP成長率	5.3%	5.9%
1人あたり実質GDP (USD)	10,073	2,171
主要な産業	製造 (23%), サービス(54%) 鉱業 (9%)	製造(39%) サービス(43%) 農業(18%)
GDPに対する貿易割合	138.4%	169.5%

最恵国待遇の平均適用税率（2013年：%）

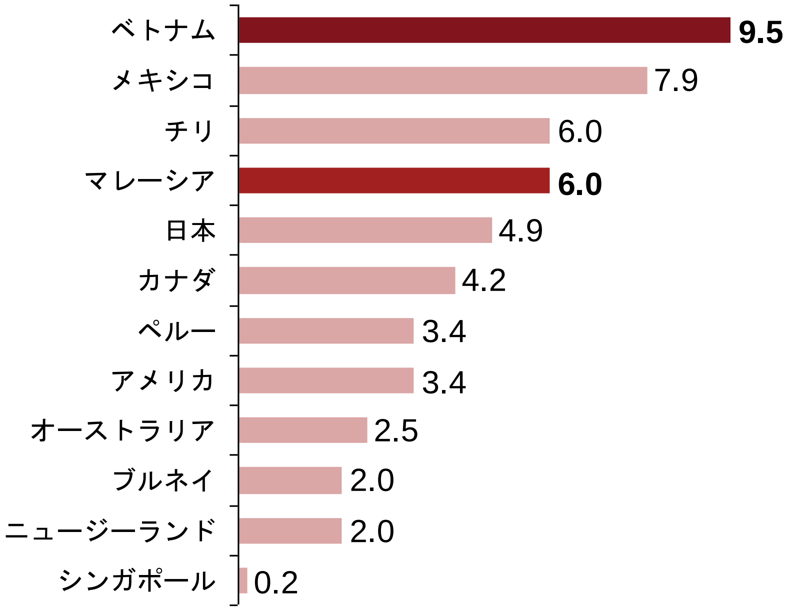

出所: IMF, World Bank, US Congressional Research Service, WTO Tariff Profiles

c. 競合国としてのベトナム等 (2/4)

影響が想定されるTPP関連章の概要

「内国民待遇及び物品の市場アクセス」（第2章）

- 関税の引き下げ/撤廃により、貿易が促進される（条件を満たす製品をTPP参加国に輸出する場合、関税が撤廃される)
- 関税以外の面においても、輸出入の手続きが簡素化されるなどメリットがあり、製品の競争力が高められる

「原産地規則及び原産地手続」（第3章）

- TPP域内で生産された製品については関税が引き下げられる/撤廃される
- TPP参加国であれば、どの国で生産されても上記の恩恵を享受することができる
- 回収された材料を生産に用いる場合、その材料はTPP域内の材料とみなされる
- TPP域内で生産された製品であれば、どのようなルートで消費者に届けられたとしても、関税は引き下げられる/撤廃される

「投資」（第9章）

- 国内投資家と海外投資家は同等に扱われる
- 投資に関する資金の自由な移転が認められる
- 進出先の政府の不当な規制で損害を被った企業は、中立的な仲裁裁判所等に訴えて当該政府に賠償を求められる（ISDS条項）
- 自国民と同様の権利を相手国の国民や企業は保障される（内国民待遇）

「規制の整合性」（第25章）

- 公開で公正な規制環境が企業に提供される

「透明性及び腐敗行為の防止」（第26章）

- TPPで規定された事項に関する法令を公表することなど

c. 競合国としてのベトナム等 (3/4)

日系企業の観点

ベトナムについては半数の企業が投資先や輸出先として有望な市場と考えており、コスト競争力と市場規模をその理由に挙げている。以下、具体的なコメント。

- 「ベトナムは人件費が安いことによる製造コストの安さが魅力」
- 「マレーシアの人口の成長率と収入の伸びが鈍化しているのを意識せずにはいられない。ベトナムの人口が多いということは、大きい市場があるとそのまま考えてよい」
- 「ベトナムの現時点での難点は、物流を支えるインフラ整備、セキュリティ、施策の透明性、及び従業員の能力だと考える」

ベトナムを投資先や輸出先として有望な市場と考えますか？（N=45）

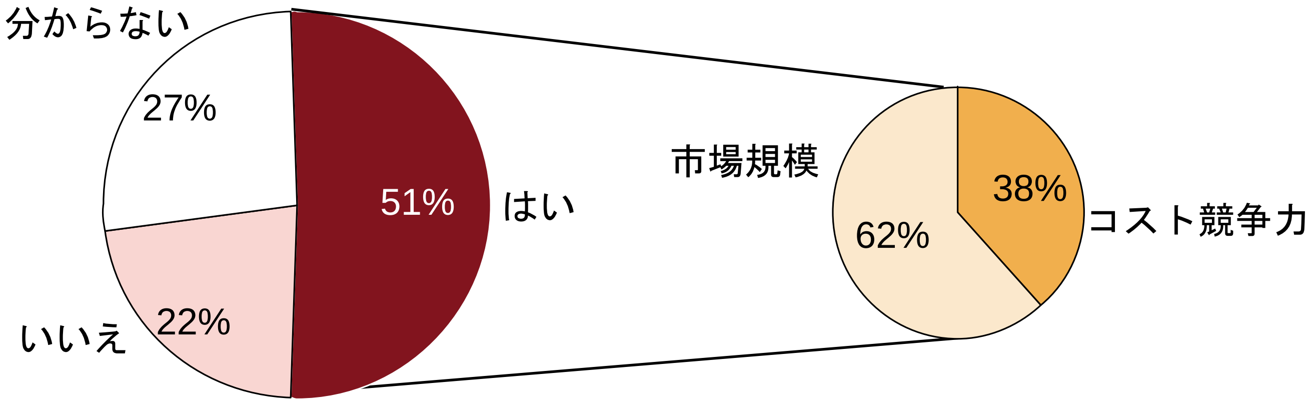

c. 競合国としてのベトナム等 (4/4)

TPPによる影響総括

- ベトナムは、もともと大きな労働人口を抱え人件費が周辺東南アジア国と比べて相対的に安いこと等から投資先として注目されているが、ビジネスのインフラとなる法規制の整備や施策の運用の透明性確保が課題とされている。
- ベトナムのTPP参加により、非関税障壁の対応として上記のような課題が解消されていくことが考えられ、関税障壁対応で労働集約性の高い製品への関税も低減されることから、ベトナムへの投資が加速する可能性がある。
- その意味で、ベトナムはマレーシアにとって、生産拠点、消費市場の両方の意味で強力な競合国になり得る国の１つであることを考慮していく必要がある。
- とはいえ、マレーシアとベトナムは単純なゼロサムの関係であるとは限らず、それぞれのケイパビリティとポテンシャルに応じた最適な役割分担をどう設計し、今からどう準備をしていくかが論点となると見られる。
- マレーシアでの日系企業ビジネスの強みを正当な形で生かし、他国との間での最適な役割分担を適切なタイミングで実現していくためにも、マレーシアビジネスについて冷静・合理的な分析を行い、競合候補国について注視していくことが重要。
  - 上記はベトナム以外の国でも考えうることであり、企業の実情に合わせて考慮する必要がある。
  - 実際にマレーシアを中心にした他の東南アジア諸国との役割分担構築に成功しつつある企業もあり、そのような企業から学べる点もあると考えられる。

1. 調査の背景と目的
2. TPPの概要
3. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種別）
   a. 電子機械
   b. 化学
   c. 輸送機器
   d. 建設
   e. 小売
   f. 金融サービス
4. TPPの在マレーシア日系企業への影響（業種共通）
5. **エグゼクティブ・サマリ**
   a. **TPPの影響（まとめ）**
   b. **日系企業の対応すべき方向性と、その実現のための課題**

a . TPPの影響（まとめ）（1/3）

「TPPによる関税障壁の撤廃効果」が期待されるのは化学及び電子機械領域の米国向け輸出であり、今後の具体的な推進検討が期待される

- 化学領域及び電子電気での米国向け輸出は、現在関税が免除されておらず、TPPによる関税撤廃効果が期待される。
- 現時点で当該領域での取引量に占める米国の割合は決して多くはないが、既存のFTAで免税措置を享受している韓国などの競合国とのハンディが縮まるメリットは大きいと見られる。
- 米国以外の国に部品や材料として輸出しているが、完成品になったあと米国に輸出されている製品もあるため、それらについてもTPPの関税障壁撤廃の効果が享受できると考えられる。
- それ以外の領域については、在マレーシア日系企業は保税工場（Licensed Manufacturing Warehouse、LMW）のステータス取得、自由地域（Free Zone、 FZ)への工場設置による輸入の免税措置、及びASEAN-FTAや既存のFTAによる輸出の免税措置などを既に実施しているものが多く、関税の低減による効果は限定的と見られる。

a . TPPの影響（まとめ）（2/3）

*「**TPP**による非関税障壁の撤廃効果」として期待される規制緩和や運用透明化については、その実施内容や時期に注視して必要なアクションを起こし、丁寧に効果を摘み取っていくことが重要と見られる*

- 小売事業では出店規制の緩和による新たな商流でのビジネスチャンス、及び一部商品の輸入制限緩和などでTPPの効果が期待される。
- 自動車など輸送機械領域では、政府の規制や規格に関して一部現状の運用の不透明さが見られ、その改善にTPPが一役買うことが期待される。
- 金融領域においては、新商品開発手続きへのより柔軟な運用が期待されるほか、役員居住地規制の緩和に大きな影響を受ける企業もある。
- まずは見えている個々の非関税障壁の効果を、確実に摘み取って顕在化させていくことが第一だが、施策の整合性・一貫性確保などのために他のテーマに対してシナジーが働くことも考えられる。
- よって、現在見えている効果だけに捉われずに、引き続き効果が見込める機会を継続的に追求し、その実現を目指していくことが望ましいと考えられる。

a . TPPの影響（まとめ）（3/3）

「TPPによる非関税障壁の撤廃効果」 のうち「政府調達開放」章によるものは慎重な見極めを要するほか、他章についても企業の業務負荷増や、競合国の経営環境の強化があり得ることに留意が必要

- 今後の政府調達の建設サービスはODAの終了によりローカルマネーが中心となることに加え、近年参入した中国・韓国ゼネコンによる条件競争が激化し、日本のゼネコンは社内基準（リーガル面及び価格面）をクリアしづらくなるため、受注は容易でないと見られる。
- 加えて日本での建設需要過多による社内資源の日本シフトも起きており、政府調達関係を新たな受注機会にどう取り込んで行くか、中長期的な視点での優先順位の検討が必要。
- 労働条件や手続きの変化による人件費の上昇、SMEの活用圧力など、TPPの影響には業務負荷が増える要因もあり得ることに留意する必要がある。
- ベトナムなど人件費の安い国でのビジネス環境がTPP施策により向上し、それが間接的にマレーシアの経営環境の相対的な競争力にネガティブに働く可能性もあり得、中長期的なシナリオの検討が求められうる。

b .日系企業の対応すべき方向性と、その実現のための課題（1/2）

在マレーシア日系企業がTPP導入にあたって今後対処すべき方向性は、大きく３つあると考えられる

【 ①TPPに関する情報収集・理解深耕による効果享受機会の確実な捕捉】

- 日系企業のTPPの理解には相当のばらつきがあり、効果を享受する機会を単純に認識していない企業も少なくないと見られる。
- 輸出入や製造の現場を中心に、TPPについて定期的に情報を収集・更新し理解を深めていく体制を確保することが望ましい。

【 ②非関税障壁の改善促進のための積極的なエスカレーション実施】

- 非関税障壁に係る具体的な問題は、通関や行政折衝などの現場サイドで顕在化するものが中心と見られる。
- 実際にそれらの事項について改善を促していくためには、その現場での情報を積極的に拾って日系企業社内（本社含む）のマネジメントに上げ、関係当局などに情報提供してG to G（政府対政府）の交渉のテーブルのアジェンダとして提示していくような体制・プロセスを確立していくことが必要。

【 ③中長期的なマレーシアの事業の位置づけの再考】

- マレーシアに進出して20-30年になる日系企業の中には、製造業を中心に自社の拠点の役割・位置づけについて見直しの必要性を感じている企業も多い。
- TPPをきっかけとして、マレーシア拠点をどう競合他国と差別化し、最適な役割分担を実現するか検討していくことも重要なテーマと見られる。

b .日系企業の対応すべき方向性と、その実現のための課題（2/2）

TPP効果の実現には、以下のような官民連携を実現することが肝要と考えられ、そのための体制の構築を検討する必要がある

【①関連情報発信による啓蒙促進】

- TPPに関する情報収集・理解促進にあたっては、関連情報が膨大のため企業側の自助努力には限界があり、行政関係側から情報発信を行っていくことが望ましい（特に非関税障壁関連）。

【②非関税障壁に関する要改善情報の集約、G to G交渉への体制の確立】

- 日系企業がビジネスの現場で非関税障壁関係の対応について問題を見つけたら、それを行政側は把握してTPP参加国の検討・折衝の俎上に載せていく必要がある
- 現在、そのような課題を取り上げてTPP全参加国間で討議する体系はまだ整備途上と見られ、今後立ち上げが進むと見られるものの、その運営は非常に難しいものになると見られる。
- 実務的には、在マレーシア日系企業の非関税障壁に対する課題解決要請の多くは、マレーシア政府が実質カウンターパートナーになる可能性が高いと考えられるため、今後実務的にはそのような接点を確保することが考えられる
- マレーシアは、TPP参加国の中でも日本側での官民連携がJACTIMなどを通じて円滑な方と見られるうえ、MITI-Dialogなど日馬間での対話の機会にも恵まれている。TPPの非関税障壁撤廃の効果を享受していく環境が比較的整っていると考えることも出来、前向きな取り組みが望まれる。

© 2016 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.